



## 面会交流を実施するためのルール

- ★ 面会交流をお子さんが楽しく穏やかに過ごせるように、同居親は別居親に会っていいのだということを伝えましょう。
- ★ 別居親はお子さんに生活の様子を根掘り葉掘り聞いたりせず、お子さんの気持ちを受け止めましょう。
- ★ 両親とも、昔のことや相手の悪口は言わないことにしましょう。



### 1. 子ども中心の面会日程の調整

- 同居親が子どものスケジュールや健康状態を勘案して、実施予定月の前月 25 日までに連絡してください。
- 面会交流実施希望日は、連絡をした日から二週間以降の日で複数の希望日を提示してください。
- 一度日程のお約束をしたら、原則として日程の変更は出来ません。
- 面会交流当日、お子さんの病気や止むを得ない事情が発生した場合は、速やかに WEK プロジェクトに連絡してください。
- 面会交流は、時間を厳守し誠実に実行してください。

### 2. プレゼントや約束

- 面会交流は親子で楽しむ時間です。プレゼントやお小遣いを渡すことできません。
- 面会交流中に旅行やお泊り面会、学校行事の参加などの約束はしないでください。
- 誕生日やクリスマス等のプレゼント、旅行や学校行事の参加などについては、同居親の承諾が必要です。WEK プロジェクトを通じて事前に相談してください。

### 3. 面会交流の参加者

- 面会するのは別居親です。第三者や同居親は参加しません。
- 子どもの親族（祖父母、兄弟等）の同席を希望する場合は、同居親の承諾が必要です。WEK プロジェクトを通じて事前に相談してください。
- 同居親の待機場所は WEK プロジェクトの指示に従ってください。

### 4. カメラや携帯電話の使用

- 写真や動画の撮影は原則として禁止です。
- お子さんが嫌がらなければ、数枚の写真撮影は差し支えありませんが、同居親の承諾が必要です。WEK プロジェクトを通じて事前に相談してください。
- 撮った写真を SNS 等で公表したり、裁判等に利用したりすることはできません。
- 面会交流中に電話やメール、LINE 等を使ってお子さんに外部と通話通信させることはできません。
- お子さんが親族（祖父母、兄弟等）への電話等を希望する場合は、同居親の承諾が必要です。WEK プロジェクトを通じて事前に相談してください。

### 5. 禁酒・禁煙

- 飲酒や薬物を使用しての面会は厳禁です。
- 面会交流中は禁煙です。

### 6. 援助の中止

- 台風、大雪などの自然災害発生や、新型コロナ等の感染症の蔓延などにより、面会交流支援することが望ましくないと判断した場合は、サービスを中止することがあります。
- 次のことが発生した場合は、支援を中止し、以後一切の援助はしません。
  - ①人や物に対する暴力、暴言、威圧など
  - ②連去り又は連去りを企てる
  - ③お子さんと同居親の自宅や職場、学校、保育所等の近辺に現れるなど



NPO 法人 **WEK** プロジェクト

# 面会交流支援サービス

～子どもの健全なこころの成長のために～

(2022年4月改定)

## 面会交流支援サービスとは

離婚した父母が、面会交流の取り決めをしても、具体的にどのように進めていけばよいかわからない場合や、自分たちの力で面会交流できない時、また、相手と直接会うのが難しい場合など、連絡調整、子どもの受け渡しや付き添い等の支援を行います。

**対象となるお子さんは、3歳から小学6年生までの石川県在住のお子さんです。**

### 【相談申込・お問い合わせ】

特定非営利活動法人 ウィメンズ・エンパワーメント金沢プロジェクト

〒921-8141 石川県金沢市馬替1丁目105番地9

TEL (076) 255-7582

FAX (076) 255-7587

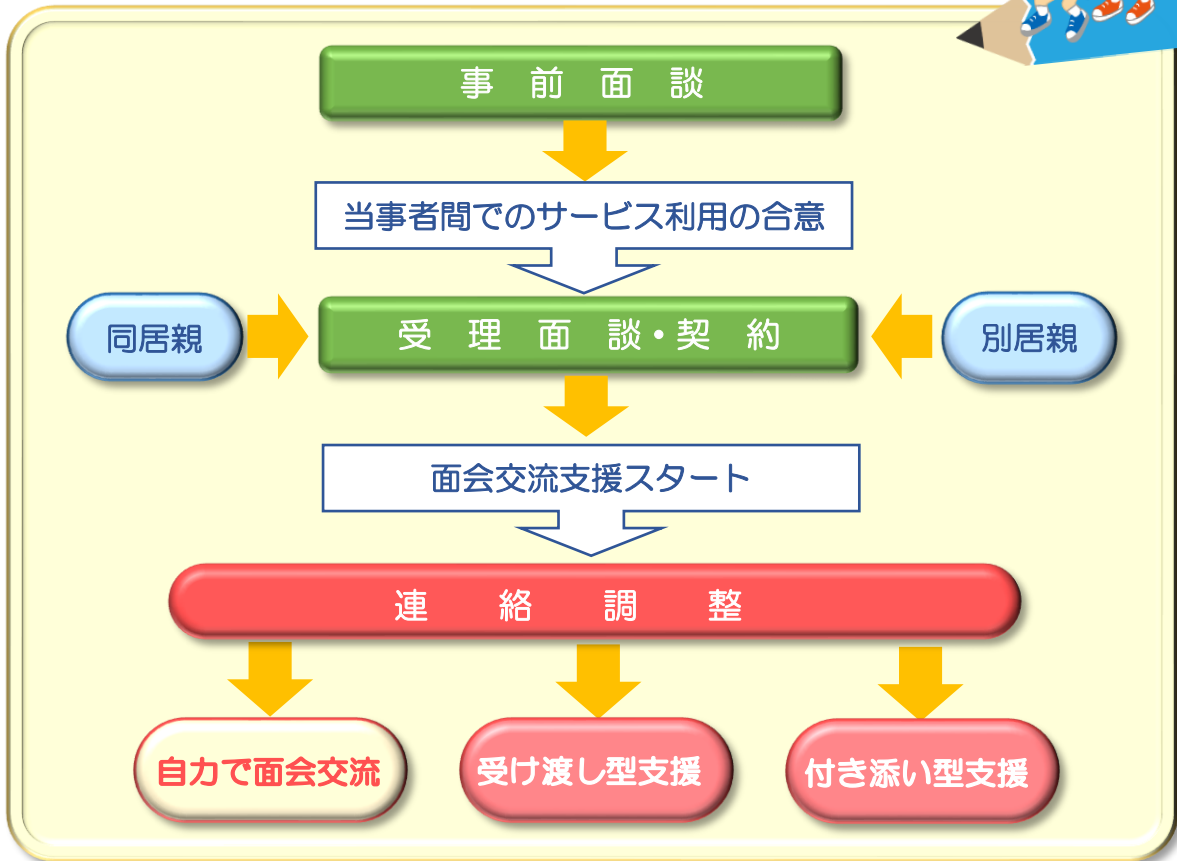
E-mail [wek7582@spice.ocn.ne.jp](mailto:wek7582@spice.ocn.ne.jp)

※受付時間：月曜日から金曜日 14時～17時





## 面会交流支援の流れ



## 面会交流支援の申し込み

### 1 事前相談

無 料

- 面会交流支援を希望する方が支援内容等について確認し、利用者の面会交流支援についての不安解消のための面談です。
- WEK プロジェクト事務所又は指定した場所へ来所していただいた面談のほか、オンラインによる面談も可能です。いずれの場合も事前に予約が必要です。
- 電話による問い合わせにも応じます。

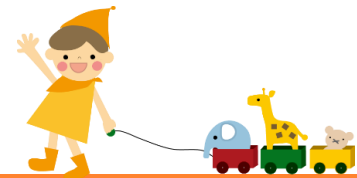
### 2 受理面談

1 人 3,000 円

- 面談は、原則として面会交流を希望する日の概ね3週間前の日程でご予約下さい。
- 面会交流支援の利用に関する父母それぞれの意思を確認し「面談申込書」に必要事項を記入していただきます。
- 面談は WEK プロジェクトが指定した場所で父親、母親それぞれ個別に面談します。居住地が遠方であるなど直接会って面談できない場合は、オンラインによる面談を実施することもできます。
- 契約書作成のために、印鑑、身分証明書（運転免許証等）をご持参又は郵送して（オンライン面談の場合）ください。
- 面会交流の実施に関する父母間の合意事項について、調停調書や審判書の写し等で確認させていただきます。
- 面会交流コーディネーターが、お子さんが安心して面会交流ができるよう「面談申込書」と調停調書等の記載内容を確認しながら、お一人1回60分程度行います。
- 必要に応じて、お子さんとも面談することがあります。
- 面会交流支援は、父親、母親それぞれとの契約締結後の実施となります。



# 面会交流支援の内容及び費用



## 1 支援の種類

種類	内容	利用料金
連絡調整型	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 父母が連絡を取り合うことが困難な場合、代わって双方に連絡を取り、日時、場所の調整をします。</li> <li>● 連絡調整は、原則としてメール又はLINEでの連絡とします。</li> <li>● 面会交流前日に、最終確認を行います。</li> <li>● 原則として面会交流当日の連絡は含みません。</li> </ul>	1 ケース 1 回 3,000 円 ※会員は 1 回 2,000 円
受け渡し型 ※連絡調整を含みます	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 別居親に子どもを託すことに問題はないが、父母が顔を合せられない場合に、子どもの受け渡しの支援を行います。</li> <li>● 受け渡し場所は、原則としてWEKプロジェクトが指定した場所（金沢市・白山市の一部・野々市市の児童館、こども広場などの公共施設）とし、父母いずれの自宅も受け渡し場所としません。 ※標記の地域以外での受け渡しを希望する場合は、対応可能か事前にご相談ください。</li> <li>● 面会交流場面には関与はしませんが、緊急時の連絡には対応します。</li> </ul>	【基本料金】 1 回 5,000 円 ※会員は 1 回 4,000 円 【人数加算】 子ども 1 人増毎に 基本料金の 1/2 【保険料】 子ども 1 人につき 500 円
付き添い型 ※連絡調整、受け渡しを含みます	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 別居親に子どもを会わせることに同居親が不安を抱いている場合、面会交流の場に支援者が付き添い、お子さんの情緒の保護などに配慮します。</li> <li>● オンラインによる間接面会交流の場に同居親が付き添えない場合、お子さんに支援者が付き添います。</li> <li>● 面会場所は、原則としてWEKプロジェクトが指定した場所（金沢市・白山市の一部・野々市市・内灘町・かほく市の児童館、こども広場などの公共施設）とし、父母いずれの自宅も面会場所としません。 ※標記の地域以外での面会を希望する場合は、対応可能か事前にご相談ください。</li> <li>● 1 回の支援時間は 2 時間とします。但し、事前に延長の相談があった場合は、30 分単位で最大 2 時間まで延長可能です。</li> </ul>	【基本料金】 1 回（2 時間まで）10,000 円 ※会員は 1 回 8,000 円 【人数加算】 子ども 1 人増毎に 基本料金の 1/2 【時間延長加算】 延長 30 分毎に 1,000 円 【保険料】 子ども 1 人につき 500 円

## 2 利用料金の支払い

- 契約締結の際に、NPO 法人 WEK プロジェクトの賛助会員登録（年会費 3,000 円）していただくと、会員割引を受けることができます。
- 利用料金は、原則として父母がそれぞれ利用料の 2 分の 1 相当分の額を、面会交流予定日の 5 日前までにお支払いください。但し、父母が費用負担割合を協議し定めている場合は、その割合でお支払いください。
- 予定していた面会交流が実施できなくなり、予定日前日の正午までに中止のご連絡があった場合は、利用料金から連絡調整相当分を差し引いた額をお返します。正午以降に中止のご連絡をいただいた場合は、利用料金はお返しできません。
- 受け渡し場所や面会交流場所が、WEK が指定した地域以外となる場合は、上記の利用料金に加え、別途交通費（実費）をお支払いいただきます。
- 生活困窮等、特別の事情により利用料を支払うことが困難な場合は、減額対象となる場合がありますので事前にご相談ください。

## 3 サービスの利用期間

- サービスの提供は、原則として契約締結から 1 年です。但し、父母がともにサービスの利用を希望した場合は、1 年単位で更新することができます。
- 契約更新時にお子さんが中学生になっている場合は、そのお子さんの受け渡し及び付き添いサービスは契約更新対象外となります。但し、連絡調整は契約更新することができます。

